

日本語指導者雇用助成事業実施要領

1 目的

この要領は、公益財団法人愛知県国際交流協会（以下「協会」という。）が、外国人児童生徒に母国の教育を行う外国人学校に対して、日本語指導者の派遣又は日本語指導者の雇用に必要な経費の一部を助成する事業を実施するために必要な事項を定める。

2 助成対象者

本事業の対象となる外国人学校は、次の条件をすべて満たすものとする。

- (1) カリキュラムが形成され、それに基づいた教育が行われていること
- (2) カリキュラムが母国の教育内容に準じていること
- (3) カリキュラムに週1回以上の日本語教育が組み込まれていること
- (4) 愛知県の私学助成を受けていないこと

3 助成内容

助成内容は次のとおりとする。

・日本語指導者雇用に係る助成

外国人学校が雇用する日本語指導者（別表に定める日本語指導者としての条件を満たす者に限る）の経費について、週9時間を上限に、1時間当たり2,000円以内で助成を行う。

4 認定申請

外国人学校は、日本語指導者雇用助成事業認定申請書（様式1）、学校概要書（様式1-2）及び学習カリキュラム（任意様式）、日本語指導者調査票（様式1-3）及び助成金振込依頼書（様式1-4）を添え、協会に認定申請を行う。認定申請は年度単位で行うものとし、協会が別途定める日までに認定申請を行う。

5 審査及び認定

協会は、日本語学習支援基金事業審査委員会を開催し、申請について審査の上認定を行う。審査の結果は、日本語指導者雇用助成事業認定結果通知書（様式2）により、申請者すべてに通知する。

6 助成の請求及び給付

助成の請求及び給付は、次のとおりとする。

・日本語指導者雇用に係る助成

外国人学校は、日本語指導者の雇用状況を取りまとめ、年3回（4～7月分は8月10日まで、8～11月分は12月10日まで、12～3月分は4月10日まで）、日本語指導者雇用に係る助成金請求書（様式4-1）により、協会に請求するものとする。

ただし、希望する外国人学校については、毎月、日本語指導者の雇用状況を取りまとめ、翌月の10日までに日本語指導者雇用に係る助成金請求書（様式4-2）により、協会に請求できるものとする。

協会は、書類を審査の上、その月の翌月の10日までに外国人学校が指定する口座へ助成金を支払う。

7 認定の取り消し等

協会は、以下の事由が判明した場合は認定を取り消す。また、外国人学校に対し、給

付済みの助成金の返還を求めることができる。

- (1) 外国人学校が、偽りその他不正な手段により助成金を受給したとき
- (2) 外国人学校が、助成金を目的外に使用したとき

附 則

- 1 この要領は、平成20年7月3日から施行する。
- 2 平成20年度については、4 認定申請の記述中「毎年1月末日までに翌年度の認定申請を行う。」とあるのは、「平成20年8月25日までに平成20年度の認定申請を行う。」とする。
また、6 助成の請求及び給付(1) 日本語指導者の派遣の記述中「年3回(4～7月分は1月末日まで、8～11月分は6月末日まで、12～3月分は10月末日まで)」とあるのは、「年1回(11～3月分を平成20年8月25日まで)」とする。
さらに、(2) 日本語指導者雇用に係る助成の記述中「年3回(4～7月分は8月10日まで、8～11月分は12月10日まで、12～3月分は4月10日まで)」とあるのは、「年2回(10～11月分は12月10日まで、12～3月分は4月10日まで)」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成20年12月26日から施行する。
- 2 平成20年度の認定を受けた外国人学校については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別 表

日本語指導者としての条件（いずれか一つで可）

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">①学校、専修学校、各種学校又は外国人学校で、日本語教育若しくは研究に関する業務に2年以上従事した者②財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者③文化庁の「日本語教員養成のための標準的な教育内容」で定める420時間以上の養成講座を修了した者④大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する主専攻を修了し、卒業した者（関係科目45単位以上）⑤大学（短期大学を除く。）において日本語教育に関する科目を修得し、卒業した者（関係科目26単位以上） |
|---|